文書番号

8 - 1 - 7

VER. 15

# 化学物質等管理標準手順書

	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成 10 年 10 月 15 日	制定	平成 22 年 4月 1日	一部改訂
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 24 年 4月 1日	一部改訂
	平成 13 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 27 年 4月 1日	一部改訂
改訂履歴	平成 13 年 6 月 28 日	一部改訂	平成 28 年 4月 1日	一部改訂
	平成 17 年 10 月 1 日	一部改訂	平成 30 年 4月 1日	一部改訂
	平成 18 年 4 月 1日	一部改訂	令和 3 年 4月 1日	一部改訂
	平成 19 年 4 月 1日	一部改訂	令和 5 年 4月 1日	一部改訂
	平成 21 年 4月 1日	一部改訂		

- ・毒物、劇物、危険物、労安物質等の化学物質による危害防止、火災の 予防、労働災害の防止並びに廃棄物の拡散防止
- 緊急措置

内容

文書番号

8 - 1 - 7

ページ 1/5

# 化学物質等管理標準手順書

#### 1 目的

板橋区環境マネジメントシステムにおける、化学物質等の管理に関し必要な事項を 定め、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、化学物 質等による危害防止、火災の予防、労働災害の防止並びに廃棄物の拡散防止に資 することを目的とする。

### 2 用語の定義

手順書で使われる用語の定義は次のとおりである。

- (1) 化学物質等:試験・検査、実験で用いられる下記(2)~(4)の物質を含むすべての化 学物質、及び試験・検査、実験により発生した生成物をいう。
- (2) 毒物・劇物:「毒物及び劇物取締法」に定める毒物・劇物をいう。

例:毒物 - 無機シアン化合物、ヒ素、水銀、フッ素化合物等 劇物 - アンモニア、塩酸、硫酸、無水クロム酸、水酸化ナトリウム、 トルエン、メタノール等

(3) 危険物:「消防法」に定める危険物をいう。

例:第1類(酸化性固体)-塩素酸塩類、無機過酸化物、重クロム酸等 第2類(可燃性固体)-赤燐、硫黄、金属粉、マグネシウム等 第3類(自然発火性、禁水性物質)-ナトリウム、カリウム、黄燐、 アルカリ金属等

第4類(引火性液体)ーアセトン、メタノール、ガソリン、灯油、 グリセリン、氷酢酸、ジエチルエーテル等

第5類(自己反応型物質)ー過酸化ベンゾイル、ピクリン酸、硝火綿等 第6類(酸化性液体)ー硝酸、過酸化水素等

(4) 労安物質:「労働安全衛生法」に定める物質をいう。

例:クロロホルム、四塩化炭素、メタノール、クレゾール等

#### 3 適用範囲

この手順書は、板橋区の事務事業において行う試験・検査や学校の理科室等で 取り扱う化学物質等の使用・管理・処理並びに廃棄物の拡散防止に関する事項につ いて適用する。

4 化学物質等取り扱い者の任務

化学物質等の取り扱い者は、化学物質等の取扱量を把握し、自主的な管理の改善の促進及び安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、化学物質の管理に当たっては、取り扱い、保管に注意し、危害、火災の予防、労働安全衛生、廃棄物の拡散防止に努めなくてはならない。

文書番号

8-1-7

ページ 2/5

# 化学物質等管理標準手順書

### 5 化学物質等管理体制

事故が発生した際に、速やかな対応を行い、化学物質による危害、火災、労働災害並びに廃棄物の拡散を最小限にとどめるための管理体制を確立する。

### (1) 管理責任者

化学物質等の適正な取り扱い、保管管理等を確保するため、管理責任者を置く。

- ① 区の試験・検査を行う組織の管理責任者は、環境管理推進員(課長)をあてる。管理責任者は様式第 1 により連絡体制と緊急時の対応を含む「化学物質緊急事態対応計画書」を作成し、事務局の定める方法により、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う。
- ② 学校の管理責任者は、環境管理推進員(学校長)をあてる。管理責任者は、 様式第2により連絡体制と緊急時の対応を含む「連絡体制・緊急時連絡網」を 作成し、事務局の定める方法により、環境管理副推進員、環境管理推進員の 決裁を行う。

### (2) 管理担当者

管理責任者は化学物質等を実地に管理させるため、管理担当者を置く。

管理担当者は、管理責任者を補佐し、化学物質の適正な取り扱い、保管管理を確保するよう努めなくてはならない。

管理担当者は、化学物質を取り扱うものから管理責任者が指名する。

### (3) 連絡体制

- ① 組織内の連絡体制を確立する。
- ② 管理責任者は、化学物質等の取り扱い、保管管理に関し、必要な指示を管理 担当者に与える。
- ③ 管理担当者は、管理責任者の指示に従い必要な報告をする。また、必要がある場合は、他の職員との連絡をとる。
- (4)「化学物質緊急時対応計画書」等の掲示

「化学物質緊急時対応計画書」又は「連絡体制・緊急時連絡網」は、試験・検査室、理科実験室、準備室及び関係部所に掲示する。

文書番号

8 - 1 - 7

ページ 3/5

# 化学物質等管理標準手順書

- 6 化学物質等の保管と管理
- (1) 在庫等の保管と管理
  - ① 化学物質等の保管・管理の適性化を図るため、表1の例により化学物質等在 庫確認簿を作成し、事務局の定める方法で、環境管理副推進員、環境管理推 進員の決裁を行い、年1回以上在庫確認を行う。
  - ② 管理担当者は表2の例により化学物質等使用管理簿を作成し、毒物・劇物の購入、廃棄のつど、使用者は使用のつど、年月日と数量を記入しサインをする。
  - ③ 保管庫は常時施錠し、必要などきのみ開けること。なお、鍵の管理は管理担当者が行う。
  - ④ 毒物・劇物は危険物と区別して保管する。
  - ⑤ 混合、混触により発火の危険のある薬品は区別して保管する。
- ア 酸化性薬品(危険物第1類、第6類)は、還元性物質や可燃性薬品と離れた場所 に保管する。
  - イ 酸化性塩類(危険物第1類)は、強酸と離れた場所に保管する。
  - ウ強酸と強塩基は離れた場所に保管する。
- (2) 容器・薬品の管理上の注意
  - ① 購入時・保管中の薬品類に異状がないかどうか、確認する。
  - ② 毒物・劇物を他の容器に移し替えるときは、飲食物の容器を使用しない。 また、移し替えた容器には毒物・劇物の表示と薬品名を記入する。
  - ③ 取り扱い化学物質は、最新のSDS(安全データシート)文書を受領し保存し、保管庫付近に備え付けること。
  - ④ 法律に規定されているものの他、すべての化学物質をSDS文書の保管対象とする。
- (3) 保管場所
  - ① 化学物質等の保管場所を明示するために、保管場所及び保管庫の位置及び 保管庫の平面図を作成する。
  - ② 保管庫の条件
    - ア
      堅固なものであること。
    - イ 施錠できるものであること。
    - ウ 医薬用外毒物(赤地に白色文字)・医薬用外劇物(白地に赤色文字)の文字を明瞭に表示する。
    - エ 飛散、もれ、しみ出し、流れ出、地下にしみこむ恐れがないもの。
    - オ震災対策として壁に固定する。
    - カ 内部の棚を固定する。
    - キ ボトルトレー等で転倒、落下防止の措置をする。

板 橋 区 環 境 マネジメント関 係 文 書

文書番号

8-1-7

ページ 4/5

# 化学物質等管理標準手順書

### (4) 労安物質の取り扱い

① リスクアセスメント対象物(労働安全衛生法でラベル表示・SDS交付義務対象物質)※を使用する場合、リスクアセスメント(SDS文書やリスクアセスメント実施支援ツール※等で、危険性や有害性を特定し、防護措置を確認する)を実施すること。

ばく露される程度を最小限度にする方法例を以下に記載する。

- ・代替物等を使用する
- ・発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- ・作業の方法を改善する
- ・有効な呼吸用保護具を使用する

### ※厚生労働省 HP を参照

リスクアセスメント対象物:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html リスクアセスメント実施支援ツール:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07\_3.htm

② 皮膚等障害化学物質等への直接接触を防止すること。

健康障害を起こすおそれがないことが明らかな物質以外を取り扱う場合は、保護 衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用すること。

#### (5) 緊急時の措置

- ① 万一取り扱い中に容器の破損等により、化学物質の流失・飛散の事故を起こした場合は、直ちにSDS文書に記載された「応急の措置」により、対応し、被害の拡大を防止し、緊急時連絡網に基づき必要な連絡・報告を行う。
- ② 万一取り扱い中に、目や皮膚に触れた場合、吸入や飲み込んだ場合は「応急の措置」により処置し、緊急時連絡網に基づき必要な連絡・報告を行う。
- ③ 万一毒物・劇物を紛失した場合は、原因を調査するとともに、緊急時連絡網に基づき必要な連絡・報告を行う。
- ④ 緊急時が発生した場合、その原因を調査し、再発防止措置をとるとともに、手順書等を改訂する。

### (6) 自己点検票

- ① 管理責任者は、表3の例により自己点検表を作成し、化学物質の保管・取り扱いについて年2回以上点検し保管する。
- ② 設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検を行う。

文書番号

8 - 1 - 7

ページ 5/5

# 化学物質等管理標準手順書

#### (7) 化学物質保管量の報告

① 化学物質を使用している各課及び小・中学校の環境管理推進員は、化学物質等使用管理簿及び自己点検票を確認の上、年度末に、化学物質在庫確認簿に基づき、液体、固体ごとの毒物、劇物、危険物、労安物、その他の保管量を環境管理事務局が定める報告方法により実行部門長に報告する。

### 8 廃棄物の管理・処理

#### (1) 廃棄物

試験・検査等により発生する生成物、その他の廃棄物は適正に管理処理し、環境汚染防止に努める。

#### (2) 産業廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分は、「廃棄物適正 管理手順書(8-1-9)」による。

### 9 教育及び訓練

管理責任者は、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、化学物質による危害の防止、火災予防、労働災害の防止並びに廃棄物の拡散防止を図るため、化学物質に関する教育及び訓練を年1回以上行う。また、化学物質に関する教育及び訓練を実施したときは、記録を作成する。環境教育・訓練記録の様式を参考として掲載する(参考様式)。

### 《教育訓練内容》

- ① 法の規制に関する教育
- ② 緊急時の応急措置に関する教育及び訓練
- ③ 化学物質等の危害性、火災予防、労働安全衛生、廃棄物の管理に関する教育
- ④ 化学物質の安全な取り扱いに関する教育

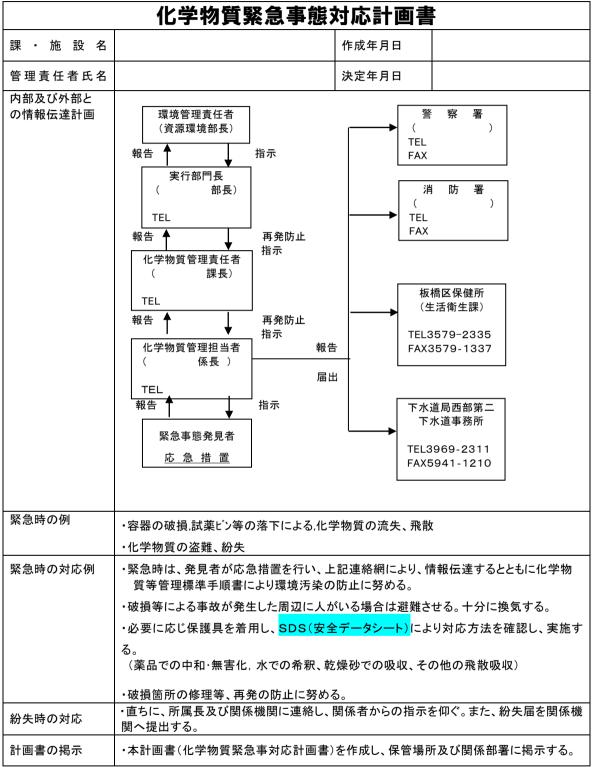
なお、区の試験・検査を行う組織においては、実行可能な場合には、化学物質緊急事態対応計画書(様式第1)に沿って、その手順を年1回以上テストする。

#### 10 個別の手順書

- ① この標準手順書以外に、特に必要がある場合は、各組織において個別の手順書 を作成する。
- ② 各組織で作成する手順書には、規定(改訂)年月日及び規定者を記載する。

### 様式第1

(8-1-7)

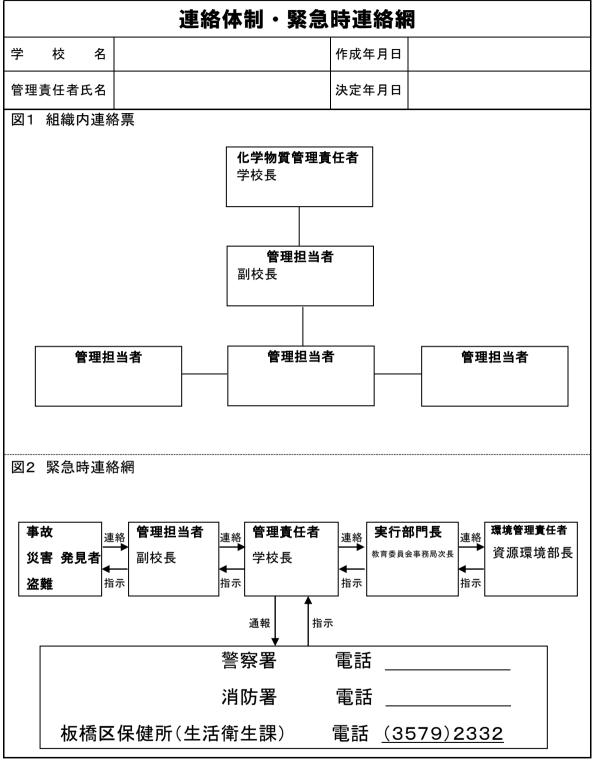


<sup>※</sup>記録は作成課・所・園において3年間保存する

<sup>※</sup>係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う

# 様式第2

(8-1-7)



- ※記録は作成課・所・園において3年間保存する
- ※環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う。

# 表1 化学物質等在庫確認簿

年 月 日現在)

品名	規格	量 (g)		数量			毒物・劇物・危険物・労安・ その他				
		(ml)	未開封	開封	保管量	毒物	劇物	危険 物	労安 物質	その 他	
※記録け作成理・所・唐			3 <del></del>								

<sup>※</sup>記録は作成課・所・園において3年間保存する ※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の 決裁を行う

表 2 化学物質等使用管理簿 (毒物・劇物は必ず記入する)

品名	規格								
年月	П	購入量	使用		在庫量	使用	者	管理担当者	管理責任者
	•								
	•								
	•								
	•								
•	•								
•									
	•								
•	•								
•	•								
	•								
-	•								

# 表3 自己点検票

(年2回以上は点検する)

						+ 4	四四	<u> </u>	小小小	( ) (a)	/
		確認年月日									
確認	忍事項	Į.				•					
		鍵の設備									
		常設施錠									
		毒物劇物等の表示									
貯蔵	保管庫	固定									
貯蔵設備		飛散・流出防止									
		他の物との区別									
		転倒防止									
改修・異常事態発生時の確認											
	ም ጥ	「医薬用外毒物」「医薬用外 劇物」の文字									
	器のエツ	飲食物の容器を使用していないか									
		容器の異常									
	応急の 取扱品目についての応急措置 措置 を定めているか										
廃棄 廃棄は適正か											
特別管理産業廃棄物(正常に保管されているか)											
消火	人設備	# (定位置に置かれているか)									
排約	気設備	備(正常に作動するか)									
妆	認印	担当者									
加生品	iic HJ	管理責任者									

# (参考)

# 試験・検査、実験で用いられる化学物質等の例示

(1/3)

	毒物及び劇物取締		24 B+ 2+	<b>兴</b> 县 古 人 体 上 は	/## <del>-1</del> /
化学物質名	毒物	劇物	消防法	労働安全衛生法	備考
(あ) 亜鉛			第3類		水濁法
亜塩素酸ソーダ		0	第1類		
亜硝酸カリウム		0	第1類		
亜硝酸ナトリウム		0	第1類		
アジ化ナトリウム	0		第5類	危険物(爆)	
アセトニトリル		0	第4類	•	水濁法
アセトン			第4類	第2種(有)	(別)ジメチルケトン
アニリン		0	第4類		(別)アミノベンゼン
亜ヒ酸ナトリウム	0	J	512 - 750		水濁法、土対法
亜ヒ酸鉛	0				大防法、水濁法、土対法
アンモニア		0		特化3類	大防法、高圧法
(い) いおう			第2類	10 100 00	NWIAN III A
一酸化炭素			NI CVE	特化3類	大防法、高圧法
一酸化鉛		0		10 100天	大防法、水濁法、土対法
イソアミルアルコール		——————————————————————————————————————	第4類	第2種(有)	八四人、小四人、上八人
イソブミルブルコ <del>ー</del> ル イソブチルアルコール			第4類 第4類	第2種(有)	
イソプロピルアルコール			第4類 第4類	第2種(有)	
(え) エチルアルコール			第4類 第4類	先降(引) 危険物(引)	
(え) エテルアルコール エチルエーテル			第4類 第4類		
	-		<b>弗</b> 4知		_1.\\
塩化亜鉛		0		4 10 H / T \	水濁法
塩化エチル		0		危険物(可)	高圧法
塩化かきウム		0		特化2類	大防法、水濁法、土対法
塩化スルホン酸		0			大防法
塩化水素		0		特化3類	大防法
塩化第一水銀		0		特化2類	水濁法、土対法
塩化第一スズ		0			
塩化第一銅		0			水濁法、土対法
塩化第二水銀	0			特化2類	水濁法
塩化ナトリウム				***************************************	
塩化バリウム		0			
塩化ビニル				特化2類	高圧法
塩化ビニルモノマー				特化2類	高圧法
塩酸		0		特化3類	大防法
塩素		0		特化2類	大防法、高圧法
塩素酸ナトリウム		0	第1類	危険物(酸)	
(か) 過塩素酸			第6類		
過塩素酸ナトリウム			第1類		
過酸化水素		0	第6類	***************************************	
過マンガン酸カリウム			第2類	危険物第1類	
ガソリン			第4類	第3種(有)	
カドミウム				特化2類	大防法、水濁法、土対法
カリウム		0	第3類		
		0	第4類	第2種(有)	
キルン		0	第4類	ンーエノロノ	
ぎ酸		0	第4類	危険物(引)	
(く) グリセリン		9	第4類	75 K W ( )1/	
クレゾール		0	ソユーン分	第2種(有)	水濁法
クロム		<u>-</u>		Ŋ1←1∓ (.日 /	水濁法
 六価クロム化合物		©	 第1類	 特化2類	水濁法、土対法
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		9	~~~~~~	***************************************	
クロム酸		<u> </u>	第1類	特化2類	水濁法、土対法
クロム酸カリウム		0	左左 4 半工	特化2類	水濁法、土対法
クロム酸ナトリウム		0	第1類	特化2類	水濁法、土対法
クロロホルム		0		第1種(有)	水濁法

化学物質名		劇物取締	消防法	   労働安全衛生法	備考
/ ナ ) 悪た悪允 ナ ブ ロ	毒物	劇物	<b>在 4</b> 米五		
(さ) 酢酸エチル 酢酸ブチル	***************************************	U	第4類 第4類	第2種(有) 第2種(有)	
			第4類 第4類	第2種(有)	
酢酸鉛		0	<b>5</b> 4块	第4性(行)	大防法、水濁法、土対法
し)シュウ酸		0	***************************************		人防法、小淘法、工对法
臭素		0			
臭化エチル		0			
臭化メチル		0		特化2類	高圧法
重クロム酸ソーダ		0	***************************************	特化2類	水濁法、土対法
シュウ酸ナトリウム		0	第1類	竹儿乙炔	小周広、工列広
硝酸		0	第 · 規 第 6 類	特化3類	
硝酸アンモニウム			第1類	危険物(酸)	
硝酸カリウム			第1類	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	水濁法
硝酸第2水銀	0		カリス	特化2類	水濁法、土対法
シアン化カリウム	0			特化2類	水濁法、土対法
シアン化水素	0	<b></b>	第4類	特化2類	大防法、水濁法、高圧法、土対法
シアン化ナトリウム	0		カサ規	特化2類	大阿法、小淘法、同庄法、工对法 水濁法、土対法
四塩化炭素	<u> </u>	0		第1種(有)	水濁法、土対法
シクロヘキサン			第4類	第2種(有)	小周点、工人人
シクロヘキシルアミン		0	第4類	おと性(行)	
1,2-ジクロロエタン			第4類	危険物(引)	水濁法、土対法
1,1-ジクロロエチレン			第4類	危険物(引)	水濁法、土対法
シス-1,2-ジクロロエチレン			第4類	危険物(引)	水濁法、土対法
1,3-ジクロロプロペン			カース	70天10(31)	水濁法、土対法
ジクロロメタン				第2種(有)	水濁法、土対法
ジチルエーテル			第4類	第2種(有)	大防法
	0		자그저	特化2類	水濁法、土対法
水酸化カリウム		0		1010239	77.37.4、上入7.4
水酸化ナトリウム		0			
水酸化バリウム		0			
スチレン			第4類	第2種(有)	•
せ) セレン	0		제 그 저도	カニュー・カノ	水濁法、土対法
石油エーテル			第4類	第3種(有)、危険物(引)	}
石油ベンジン			第4類	第3種(有)、危険物(引)	
赤りん			第2類	危険物(発)	77/3/4
て)1,1,2,2-テトラクロロエタン			オース	第1種(有)	
テトラクロロエチレン				第2種(有)	大防法、水濁法、化審法、土対法
と)銅				カムモ(日)	水濁法
1,1,1-トリクロロエタン				第2種(有)	(別)メチルクロロホルム、水濁法、土対法
1,1,2-トリクロロエタン				第2種(有)	水濁法、土対法
トリクロロエチレン				第1種(有)	(別)トリクレン、大防法、水濁法、土対法
O-トルイジン		0	第4類	77.1±(0/	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
トルエン		0	第4類	第2種(有)	
な) ナトリウム		0	第3類	危険物(発)	
<u>な/ ケトラッム</u> 鉛			N1 O XX	76 PA 100 ( 76 /	大防法、水濁法、土対法
に)二酸化硫黄				特化3類	高圧法、大防法
二酸化鉛		0	第1類	14 100 28	大防法、水濁法、土対法
二酸化マンガン			ソン・大名	特化2類	水濁法
ニクロム酸カリウム		0	第1類	特化2類	水濁法、土対法
ニッケル		<u> </u>	27・7只	いした双	(1) (A) + (1) (A
ニトロベンゼン		0			
二硫化炭素		0	第4類	第1種(有)	大防法
ー侃化灰系 ね) ネスラー試薬	0	<u> </u>	カサ規	特化2類	水濁法、(別)ヨウ化水銀カリウム
(は)発煙硫酸	<u> </u>	0		1寸164块	ハツス、(カリコン山小戦カソノム

(3/3)

化学物質名	毒物及び劇物	取締	消防法	労働安全衛生法	備考
	毒物	劇物			
(ひ)ヒ酸	0				(別)五酸化ヒ素、水濁法、土対法
	0				水濁法、土対法
ピリジン			第4類	危険物(引)	大防法
ピロリン酸第二銅		0			
(ふ) フェノール		0	第2類	特化3類	大防法、水濁法
フェーリングB液		0			
フッ化水素	0			特化2類	大防法、水濁法、高圧法、土対法
ブチルアルコール			第4類	第2種(有)	(別)1-ブタノール
プロピオニトリル		0	第4類	危険物(引)	水濁法
(へ) ヘキサン			第4類	第2種(有)	
ノルマルヘキサン			第4類	第2種(有)	(別)n-ヘキサン
B-ナフトール		0			(別)2-ナフトール
ベンジン			第4類	第3種(有)	
ベンゼン			第4類	特化2類	大防法、水濁法、高圧法、土対法
(ほ)ホルムアルデヒド		0		特化3類	大防法
ホウ素		0			大防法、水濁法、土対法
ホウ酸					水濁法、土対法
(ま) マンガン				特化2類	水濁法
(む)無水クロム酸		0	第1類		水濁法、土対法
(め) メチルアルコール		0	第4類	第2種(有)	(別)メタノール、大防法
メチルイソブチルケトン			第4類	第2種(有)	(別)MIBK、悪臭法
メチルエチルケトン		0	第4類	第2種(有)	
メチルメルカプタン	0			危険物(可)	大防法、悪臭法、高圧法
(よ) ヨウ化水素		0			高圧法
ョウ素		0			
(り) 硫化かドミウム		0		特化2類	大防法、水濁法
硫化水素				特化2類	高圧法、大防法、悪臭法
硫酸		0		特化3類	大防法
硫酸亜鉛		0			
硫酸銀		0			
硫酸鉛		0		***************************************	大防法、水濁法
硫酸マンガン				特化2類	水濁法
硫酸銅(Ⅱ)		0			

#### 注: 労働安全衛生法の種類

危険物(爆発性、発火性、酸化性、引火性、可燃性ガス) 特定化学物質 第一類: 設備の密閉化が必要なもの

第二類:局所排気装置が必要なもの

第三類:大量漏洩の事故防止措置が必要なもの

有機溶剤:有害性の程度により第1種から第3種に分類

### 備考の略号

水濁法:水質汚濁防止法規制物質 大防法:大気汚染防止法規制物質 高圧法:高圧ガス取締法規制物質 土対法:土壌汚染対策法規制物質

(別)とは別名、別称

令和3年4月1日改訂文書(VER.18)

# 様式

# 環境教育·訓練記録

 起案年月日
 年
 月
 日

 決定年月日
 年
 月
 日

(7-2)第6条第1項関係

課・係・所・園名		
研修等の名称	種	□(1) 環境研修(管理職) □(2) 日常研修 □(3) 化学物質に関する研修
実 施 日	年 月 日( ) : ~ : 類	□(4) 新人研修 □(5) 啓発·普及 □(6) その他
場		
講師等の氏名		
	職員数(名)	
   研修等を受けた者	内訳 講師数( 名) 受講者数( 名) 口別紙のとおり	欠席者数( 名)
の氏名	口が私のとおり	
(氏名を必ず記入)		
実施の方法		
内容		
欠席者への対応 (欠席者がいない		
場合は記入不用)		
欠席者への対応日 (欠席者がいない 場合は記入不用)	年 月 日( ) : ~ :	
効果の確認		
教育・訓練により職員の 意識がどのように変わ ったかを具体的に記入		

※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁 を行う

※記録は作成課・所・園において3年間保存する